

議案第 6 4 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県による保育料助成制度の対象児童が第 3 子以降から第 2 子以降に拡大する取組を受け、負担軽減措置を拡大することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表備考4に次のただし書を加える。

ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は無料とする。

別表第1 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表中備考7を備考8とし、同表備考6中「57,700円」を「301,000円」に改め、各号を次のように改める。

第7階層 利用者負担額×0.8

別表第1 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表中備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 市町村民税所得割課税額が57,700円以上かつ301,000円未満の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。

(1) 第4階層 0

(2) 第5階層及び第6階層 利用者負担額×0.4

別表第1 2 ひとり親世帯等の利用者負担額の表中備考5を備考6とし、同表備考4中「77,101円」を「301,000円」に改め、各号を次のように改める。

第7階層 利用者負担額×0.8

別表第1 2 ひとり親世帯等の利用者負担額の表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上かつ301,000円未満の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。

(1) 第4階層 0

(2) 第5階層及び第6階層 利用者負担額×0.4

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額 略 備考 1～3 略 4 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。 <u>ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は無料とする。</u> 5 略 6 <u>市町村民税所得割課税額が57,700円以上かつ301,000円未満の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。</u> (1) <u>第4階層 0</u> (2) <u>第5階層及び第6階層 利用者負担額×0.4</u> 7 市町村民税所得割課税額が <u>301,0</u>	1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額 略 備考 1～3 略 4 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、最年長の特定被監護者等から順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。 5 略 6 市町村民税所得割課税額が <u>57,700</u>

新	旧
<p><u>00円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>第7階層 利用者負担額×0.8</u></p> <p>8 略</p> <p>2 ひとり親世帯等の利用者負担額</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上かつ301,000円未満の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 第4階層 0</u></p> <p><u>(2) 第5階層及び第6階層 利用者負担額×0.4</u></p> <p><u>5 市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>第7階層 利用者負担額×0.8</u></p>	<p><u>0円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 第4階層 0</u></p> <p><u>(2) 第5階層及び第6階層 延長保育料×0.4</u></p> <p><u>(3) 第7階層 延長保育料×0.8</u></p> <p>7 略</p> <p>2 ひとり親世帯等の利用者負担額</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上養育している教育・保育給付認定保護者にあつては、これらの子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の子どもの利用者負担額を、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 第4階層 0</u></p>

新	旧
<u>6</u> 略	(2) <u>第5階層及び第6階層 延長保育料</u> <u>×0.4</u> (3) <u>第7階層 延長保育料×0.8</u> <u>5</u> 略

改正要旨

1 改正の趣旨

0～2歳児の利用者負担額について、多子軽減として保護者の属する世帯の階層区分に応じて、第2子は半額、第3子以降は無償または軽減率を適用したものとしています。

愛知県による保育料助成制度の対象児童が第3子以降から第2子以降に拡大する取組を受け、次のとおり負担軽減措置を拡大するものです。

2 改正の内容

- (1) 年収約360万円未満相当世帯（ひとり親世帯等を除く。）の利用者負担額における負担軽減措置拡大

市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある特定被監護者等が2人以上いる場合は、第2子の利用者負担額を無料とします。

- (2) 市町村民税所得割課税額57,700円以上301,000円未満の世帯（ひとり親世帯等の場合は、市町村民税所得割課税額77,101円以上301,000円未満の世帯）であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上養育している場合、第2子以降の子どもの負担軽減措置拡大

ア ひとり親世帯等を除く市町村民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満の世帯 第2子以降0円

イ ひとり親世帯等を除く市町村民税所得割課税額97,000円以上301,000円未満の世帯 第2子以降 利用者負担額×0.4

ウ 市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満のひとり親世帯等 第2子以降0円

エ 市町村民税所得割課税額97,000円以上301,000円未満のひとり親世帯等 第2子以降 利用者負担額×0.4

3 施行期日

令和7年10月1日から施行します。